

あじさいメイツ グループ会員について

相模原市内に居住する勤労者、相模原市内に勤務する勤労者が5名以上のグループ（同一事業所内に限りません）を構成し加入する制度です。利用できるサービスは、原則、通常の会員と同じですが、一部利用ができないものがあります。サービス内容の詳細は会報誌及び利用ガイド、またはホームページをご覧ください。

入会時の手続きについて

グループの代表者を選出し、グループ会員加入申込書、口座振替依頼書、加入者全員の勤労者であることが証明できる書類を添付し提出してください。

【添付書類】在職証明書（センター指定用紙）、健康保険証等勤労者であることがわかる書類

会費

1名につき 600円/1か月 7,200円/1年

- ・年度（4月～翌年3月分）一括払いの前払いとなります。
- ・会費は代表者が指定する金融機関の口座より毎年度4月23日に振替（引落）します。

また、年度途中の追加加入者の会費は、加入月から最終月（3月）までの会費を現金または振り込みで納入していただきます。

- ・年度内の退会に伴う会費の返金（還付金）はいたしません。
- ・グループ会員の継続につきましては、登録の状況、届出事項の変更の有無について、年度更新時にご確認させていただき案内書類を通知します。

退会について

- ・グループ会員全員が退会する場合（グループの解散）は、グループ会員退会届を提出してください。
- ・グループ会員は構成している会員数が5名未満になると、当該年度末をもってグループ全体で退会となります。

会報誌等の発行物について

あじさいメイツから送付される会報誌等は、代表者の登録住所に送付いたします。会報誌等が届きましたら、会員の方々に配布してください。

共済給付金について

- ・共済給付金は、各会員がグループ代表者を通して請求してください。
- ・請求には、項目によって添付書類が必要になります。※裏面参照
- ・共済給付金は、代表者が指定する金融機関の口座へ振り込みますので、入金後、該当する会員へお渡しください。

利用できないサービスについて

- ・あじさいメイツオリジナルサービスの健康診断（あじさい健診）、健康診断助成、ストレスチェック助成、サン・エールさがみはら利用助成、求人広告助成金は、利用できません。

問い合わせ先 公益財団法人相模原市勤労者福祉サービスセンター

〒252-0131 相模原市緑区西橋本 5-4-20 サン・エールさがみはら

☎042-775-5505 FAX 042-775-5515

ホームページ <https://www.ajisaimeitsu.or.jp>

グループ会員共済給付金一覧表

会員またはその家族に給付事由が生じた場合に給付金が支給されます。

給付の事由		金額	添付書類
はたちの祝金	会員が満 20 歳を迎えたとき	10,000 円	不要
リフレッシュ促進給付金	会員が満 45 歳を迎えたとき	10,000 円	
還暦祝金	会員が満 60 歳を迎えたとき	10,000 円	
結婚祝金 ※2	会員が婚姻の届出をしたとき	20,000 円	対象者との関係が確認できる 市区町村等公的機関の発行する証明書
出生祝金 ※1	会員または会員の配偶者が出産したとき	15,000 円	
入学祝金 ※1	会員の子が小・中学校に入学したとき	10,000 円	
銀婚祝金 ※2	会員が婚姻日から満 25 年を迎えたとき	10,000 円	
金婚祝金 ※2	会員が婚姻日から満 50 年を迎えたとき	10,000 円	
会員功労金	会員があじさいメイツに加入して満 10 年を迎えたとき	10,000 円	不要
	会員があじさいメイツに加入して満 20 年を迎えたとき	10,000 円	
	会員があじさいメイツに加入して満 30 年を迎えたとき	30,000 円	
入院見舞金★ 事由発生日は退院日 です。年度 30,000 円 を上限とします。	会員が連続して 7 日以上入院したとき	10,000 円	入院日数が証明できる書類（領収書、入院証明書など） 出産日を含む連続した入院は 除きます。
	会員が連続して 30 日以上入院したとき	20,000 円	
	会員が連続して 90 日以上入院したとき	30,000 円	
障害見舞金★	会員が身体障害者手帳の交付をうけたとき 1 級～7 級	10,000 円～ 50,000 円	身体障害者手帳
住宅火災見舞金★	会員が居住する家屋が火災により被害を受けたとき	5,000 円～ 50,000 円	市区町村発行のり災証明書
死亡弔慰金★	会員本人の死亡 ※死亡弔慰金の請求者は遺族です。	50,000 円	戸籍全部（個人）事項証明（除籍） 対象者との関係が確認できる 市区町村等公的機関が発行する証明書
	会員の配偶者の死亡 ※2	25,000 円	
	会員の子の死亡 ※1	10,000 円	
	会員の実父母の死亡	10,000 円	

【請求期間について】 請求期間は、1 年です。

※1 子の範囲は、実子、養子、配偶者の子（会員と生計が同一の場合に限る）、パートナーシップ宣誓をしているパートナーの子。子の死亡は、妊娠 24 週以上の死産及び生後 14 日以内の死亡を含みます。

※2 お住まいの自治体でパートナーシップ宣誓をし、各自治体で発行された証明書をお持ちの方も対象です。

★の給付事由は、その発生原因に災害救助法が適用されるときは、支給対象になりません。